

## 中部運輸局自動車技術安全部

令和4年1月21日

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部  
整備課 飯田、齊藤  
TEL 052-952-8042

## 不正車検を行った指定自動車整備事業の取消し処分

中部運輸局は、車検に必要な点検の一部を省略するなどの道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、指定自動車整備事業の指定の取消し処分を行いました。

**1 事業者及び事業場の名称**

事業者 名鉄自動車整備株式会社（愛知県名古屋市）  
事業場 名鉄自動車整備株式会社 津島工場（愛知県津島市）

**2 行政処分の内容（処分年月日 令和4年1月21日）**

指定自動車整備事業の指定の取消し

**3 主な違反条項**

- (1) 道路運送車両法第94条の3第1項
- (2) 道路運送車両法第94条の5第1項
- (3) 道路運送車両法第94条の6第1項

**4 違反の概要**

- (1) 点検の一部を実施せず保安基準適合証等を交付した。（402台）
- (2) 検査の一部を実施せず保安基準適合証等を交付した。（20台）
- (3) 保安基準不適合状態で保安基準適合証等を交付した。（4台）
- (4) 検査作業と整備作業を分業していない。
- (5) 自動車検査員の証明がないにもかかわらず保安基準適合証等を交付した。（7台）
- (6) 指定整備記録簿に虚偽の記載をした。
- (7) 指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあった。
- (8) 法令の規定を遵守する体制でない。